

## 条 例

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年九月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第四十六号

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の

技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第六条第四号」を「第六条第五号」に改める。

(埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部改正)

第二条 埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例(平成二十四年埼玉県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条及び第七条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十一号)の施行の日から施行する。